

令和3年1月8日

各位

豊島区文化商工部  
生活産業課長 高橋 隆史

東京都の「緊急事態措置」及び感染拡大防止協力金等について（情報提供）

令和3年1月7日東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県へ「緊急事態宣言」が発出されました。これを受け、東京都が「緊急事態措置」及び「感染拡大防止協力金」の概要等を発表しましたので情報提供します。

記

以上

## 1. 緊急事態措置

- ① 飲食店、居酒屋、喫茶店等及び飲食店営業許可を受けているバー、カラオケボックス等への営業時間短縮要請
  - ・営業時間を5時から20時まで（酒類提供は11時から19時まで）
  - ・令和3年1月8日（金）0時～2月7日（日）24時
  - ※ テイクアウト・デリバリーは、20時を過ぎても営業可能
- ② ①以外の遊興施設、劇場、映画館、演芸場、集会場、展示場、大規模小売店、運動施設、美術館、図書館等への営業時間短縮協力依頼
  - ・20時以降の営業時間短縮（酒類提供は11時から19時まで）
  - ・令和3年1月8日（金）0時～2月7日（日）24時
- ③ イベントの人数制限及び営業時間短縮の協力依頼
  - ・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下
  - ・20時以降の営業時間短縮の協力依頼
  - ・令和3年1月12日（火）0時～2月7日（日）24時
- ④ その他
  - ・新年会・賀詞交換会等についての自粛依頼
  - ・成人式のオンライン・延期の協力依頼

## 2. 感染拡大防止協力金

(1) 12/18～1/11 実施分の要請期間及び支給額の変更

### ① 要請期間

当初：令和2年12月18日～令和3年1月11日（25日間）

変更後：令和2年12月18日～令和3年1月7日（21日間）

- ② 支給額  
当初：一事業所当たり、一律 100 万円  
変更後：一事業所当たり、一律 84 万円

(2) 1/8～2/7 実施分（新規）の概要

- ① 支給額  
一店舗あたり 186 万円（1/8～2/7 間全面協力）  
**※ 事前準備が必要な場合**  
一店舗あたり 162 万円（1/12～2/7 間全面協力）

- ② 対象要件
- ・緊急事態措置による営業時間短縮要請を受けた飲食店等
  - ・20 時から翌 5 時まで営業を行っていた店舗が、5 時から 20 時までの間に営業時間短縮を行い、酒類の提供を 11 時から 19 時までにする
  - ・対象期間の全期間、営業時間及び酒類の提供時間の短縮に協力すること
  - ・ガイドラインを遵守し、都の「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していること

(3) 問い合わせ先

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター  
電話番号 03-5388-0567  
(土日祝日含む毎日午前9時から午後7時)

### 3. その他

- (1) 「テレワーク緊急強化月間」設定に伴う制度融資の優遇措置
- ・「週3日・社員の6割以上」のテレワーク実施に取り組む「東京ルール宣言企業」が都の制度融資を利用する場合、信用保証料を全額補助
- (2) テレワーク利用促進事業（事業者対象）【再募集】
- ①補助対象者：都内事業者
  - ②補助対象：テレワークを行うための都内宿泊施設借上げ経費
  - ③補助対象期間：交付決定日から令和3年3月31日まで
  - ④補助額：1日1室当たり3,000円、1か月100万円を上限  
(最大3か月利用可、ただし1日1室最低1,000円は自己負担)
  - ⑤申請期間：令和3年1月8日（金）から2月26日（金）まで
- (3) テレワーク環境整備支援事業（宿泊施設対象）【拡充】
- ①補助対象者：「Hotel Work Tokyo」に登録があり、ディユースプランを公開している都内宿泊施設
  - ②補助対象：テレワーク利用に対応するための施設整備経費
  - ③補助対象期間：交付決定日から令和3年3月31日まで
  - ④補助額：50万円（1施設上限）または対象経費の4/5
  - ⑤申請期間：令和2年10月8日（木）から令和3年2月15日（月）まで